（参事官（調査・分析担当）（政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付））内閣府事務官　廣田　英樹
文部科学省に出向させる
青木　節子　葛西　敬之　中須賀真一
松井　孝典　松本　紘　山川　宏
山崎　直子
宇宙政策委員会委員に任命する（各通）（以上七月三十一日）
（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　吉田　延雄
内閣府技官（沖縄総合事務局次長）に昇任させる
（国立大学法人名古屋大学経済学部教授）　杉田　伸樹
内閣府事務官（大臣官房）に採用する
大臣官房審議官に併任する
（国立大学法人長崎大学経済学部教授）　中藤　泉
内閣府事務官（経済社会総合研究所総括政策研究官）に採用する
（沖縄総合事務局次長）内閣府技官　菊池　良介
国土交通省に出向させる
（経済社会総合研究所総括政策研究官）内閣府事務官　市三　正樹
人事院に出向させる
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　安間　敏雄
内閣府事務官（参事官（調査・分析担当）（政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付））に転任させる
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　山崎　房長
内閣府事務官（参事官（交通安全対策担当）（政策統括官（共生社会政策担当）付））に転任させる
参事官（総合調整第2担当）（政策統括官（共生社会政策担当）付）に併任する
参事官（食育推進担当）（政策統括官（共生社会政策担当）付）に併任する
（大臣官房政府広報室企画官）　大竹　敬
内閣府事務官
大臣官房参事官に昇任させる
（総務省大臣官房付）総務技官　岡野　直樹
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働技官　北窓　隆子
内閣府技官（参事官（重要課題達成担当）（政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付））に併任する（各通）
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　佐藤　明生
内閣府事務官（参事官（企画担当）（政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付））に併任する
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　佐々木晶二
内閣府事務官（参事官（政策統括官（防災担当）付））に併任する
（総務省大臣官房付）総務技官　伊丹　俊八
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働技官　田中　一成
内閣府技官（参事官（重要課題達成担当）（政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付））の併任を解除する（各通）
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　浅田　和伸
内閣府事務官（参事官（政策統括官（共生社会政策担当）付））の併任を解除する
（大臣官房参事官）内閣府事務官　林　幸宏
内閣官房に出向させる
（参事官（交通安全対策担当）（政策統括官（共生社会政策担当）付））同　安部　雅俊
参事官（食育推進担当）（政策統括官（共生社会政策担当）付）の併任を解除する
参事官（総合調整第2担当）（政策統括官（共生社会政策担当）付）の併任を解除する
国土交通省に出向させる（以上八月一日）

財務省

（外務省大臣官房審議官）外務事務官　井阪　喜浩
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
国税庁に出向させる（七月三十一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、アイスランド国大統領オーラブル・ラグナル・グリムソン閣下の大統領再任につき、八月一日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

人事院公示第14号

人事院は、人事院規則8―18（採用試験）第3条第1項及び第2項第4号、第4条第2項及び第3項、第6条第1項及び第2項並びに第8条第3項の規定に基づき、経験者採用試験について、種類及びその対象となる官職、区分試験及びその対象となる官職、試験種目及びその出題分野並びに受験資格に関し、次のとおり決定した。

平成24年8月3日

人事院総裁　原　恒雄

1　人事院規則8―18（採用試験）（以下「規則」という。）第3条第1項の経験者採用試験の種類は、次のとおりとする。

一　金融庁経験者採用試験（係長級）
二　外務省経験者採用試験（書記官級）
三　財務省経験者採用試験（係長級）
四　農林水産省経験者採用試験（係長級）
五　経済産業省経験者採用試験（課長補佐級）
六　経済産業省経験者採用試験（係長級）
七　海上保安庁経験者採用試験（係長級）

2　規則第3条第2項第4号の規定に基づき、前項に規定する経験者採用試験の対象となる官職は、次の各号に掲げる経験者採用試験の種類に応じ、当該各号に定める官職とする。

一　金融庁経験者採用試験（係長級）　金融庁の所掌する行政事務に関する企画及び立案並びに実施等の業務に従事することを職務とする係長の官職（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第34条第2項に規定する標準的な官職が係長である職制上の段階に属する官職をいう。以下この項において同じ。）であって、その職務の遂行に当たり、民間企業等における勤務経験等を活用することが見込まれるもの

二　外務省経験者採用試験（書記官級）　外務公務員法（昭和27年法律第41号）第2条第5項に規定する外務職員で同項に規定する外交領事事務に従事するものの占める官職のうち、特定の地域若しくは分野に係る高度の専門的知識又は特定の語学に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする書記官の官職（同法第5条第2項の規定により外務省令で定めることとされている標準的な官職が書記官である職制上の段階に属する官職をいう。）又はその職務と責任がこれに相当する外務省の内部部局若しくは総領事館の官職であって、その職務の遂行に当たり、民間企業等における勤務経験等を活用することが見込まれるもの

三　財務省経験者採用試験（係長級）　財務省の所掌する行政事務に関する企画及び立案並びに実施等の業務に従事することを職務とする係長の官職であって、その職務の遂行に当たり、民間企業等における勤務経験等を活用することが見込まれるもの

四　農林水産省経験者採用試験（係長級）　農林水産省の所掌する行政事務に関する企画及び立案並びに実施等の業務に従事することを職務とする係長の官職であって、その職務の遂行に当たり、民間企業等における勤務経験等を活用することが見込まれるもの

五　経済産業省経験者採用試験（課長補佐級）　経済産業省の所掌する行政事務に関する企画及び立案並びに実施等の業務に従事することを職務とする課長補佐の官職（国家公務員法第34条第2項に規定する標準的な官職が課長補佐である職制上の段階に属する官職をいう。）であって、その職務の遂行に当たり、民間企業等における勤務経験等を活用することが見込まれるもの

六　経済産業省経験者採用試験（係長級）　経済産業省の所掌する行政事務に関する企画及び立案並びに実施等の業務に従事することを職務とする係長の官職であって、その職務の遂行に当たり、民間企業等における勤務経験等を活用することが見込まれるもの

七　海上保安庁経験者採用試験（係長級）　海上保安庁本庁の交通部における主として船舶交通に関する規制及び航路標識に関する事務に係る企画及び立案並びに実施等の業務に従事することを職務とする係長の官職であって、その職務の遂行に当たり、民間企業等における勤務経験等を活用することが見込まれるもの